

▶外来展示

糖尿病食や糖尿病予防の資料を 展示します。

き

11月4日(火)5日(水) 9 時30分~15時30分

ところ

第三内科、耳鼻科及び婦人科外 来待合ホール

▮講演会

き

11月4日(火)5日(水) 13時~14時

ところ

新館3階会議室

-マと講師

4日(火) 『糖尿病と脳血管障害』 健一(第三内科医長) 『糖尿病と虚血性心疾患』

田澤 康明(第三内科部長)

5日(水) 『糖尿病と閉塞性動脈硬化症』 均(第三内科部長)

『動脈硬化予防の食事』

とし子(栄養科副技師長)

参加費・無料

問 市立総合病院第三内科外来 **3**42













貸付制度

申請してから2週間以内に支給 では、「高額療養費に相当する 2カ月かかります。 そのため市 貸し付け申請されたかたには、 額」の貸し付けを行っています。 際に支給を受けるまで、およそ **両額療養費は申請をしてから実** 高額療養費の貸付制

問 保険課

3 1 1

1(内線242

養費差し引き後の自己負担分

国民健康保険 の高額 老人医療受給者はこの制度に該当しません) 療養費制度と 局額療養費の貸付制

保険税は必ず納めましょう) けられない場合がありますので、 の支払いが1カ月に一定以上の額 いないと、高額療養費の給付が受 (ただし、保険税を納期内に納めて 超えた分が後から支給されます。 を超えたときは、申請によりその 病気やけがなどで、 医療機関へ

貸し付け申請に必要なもの

給が受けられます)

通常の高額療養費より早く支

1 3のほかに

④納税義務者 (世帯主)

の印鑑

登録証明書と印鑑

されません。 高額療養費は申請しないと支給

貸し付け申請に必要なもの

③、④のほかに

みします)

⑤医療機関からの請求書または

診療報酬証明書(用紙は保険

2医療機関に支払う前の貸し付け

|納税義務者(世帯主)に振り込

申請に必要なもの

一国民健康保険証

医療機関からの領収

申請期限 ③納税義務者 (世帯主)名義の 預金通帳 (郵便局以外)

対象となる月の自己負担額を医

激機関に支払ってから2年以内

貸し付け申請に必要なもの 3 医療機関に支払う前の貸し付け (医療機関に直接振り込みします) ⑥保証人の印鑑登録証明書と印鑑

課にあります)

③医療機関に支払いした高額療 ⑦委任状(用紙は保険課にあり 1, 3, 4, 5 **o** la h c

● 広報大館 2003 .11 .1

Entit &

医療機関に支払った後の貸し付け

次の3つの方法があり